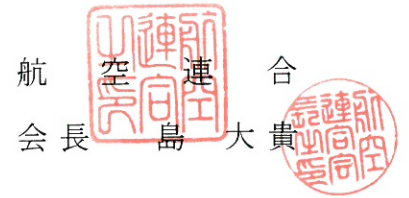


航空連合 20-012 号
2019 年 3 月 13 日

国 土 交 通 省
航空局長 蝦名 邦晴様



要 請 書

私たちは、航空関連産業で働く者として、安全運航の確保は産業の存立基盤であるとの認識のもと、先般の飲酒に係る不適切事案を重く受け止め、航空産業で働く一人ひとりの意識改革、職場の風土改革などに責任を持って主体的に取り組みます。あわせて、自らの問題であることを強く認識したうえで、業界全体で安全運航の堅持に取り組む観点から、以下の内容を要請します。

1. 産业内における関係者間の連携強化

安全運航の堅持に向けては、航空関連産業で働く一人ひとりが取り組みの目的を正確に理解したうえで日常の業務を遂行することが重要です。そのためには、国や事業者からの積極的な発信と正確な情報提供に加え、職場単位でのボトムアップによる意識改革、風土改革の両面に取り組む必要があります。

労働組合が意識改革、風土改革を推進するにあたり、有効な情報の提供や有識者の紹介、講師の派遣など、国として一層の積極的な協力、支援を求めます。また、働く者を含むすべての関係者が参画感と一体感を持つことが重要であり、今後、検討会などにおいて課題を議論する際には、労働組合の出席を通じて、働く者の意見を幅広く聴取する機会を設けることを求めます。

2. 実効性、持続性のある飲酒基準の検討

現在、客室乗務員、整備従事者等の飲酒基準について検討が進められていますが、飲酒によって決して安全に影響を及ぼすことがないよう、職場の一人ひとりにとって実効性と持続性のある基準が求められると考えます。

具体的には、基準の設定が個々人の生活に及ぼす影響を考慮する必要があります。また、運用においては、職場の人員体制や職種の勤務特性などに応じて、過度な負担が生じることのないよう十分に考慮、検討する必要があります。加えて、新たな基準での運用後は、すべての職種を対象に定期的に運用状況の点検を実施し、必要に応じて基準や運用の見直しを検討することを求めます。

以上